

法務委員会

法務調査室

1 民事関係

(1) 船荷証券に関する制度の見直し

船荷（ふなに）証券とは、海上運送人が、①運送品につき荷送人との間で締結した運送契約を証明する証書であるとともに、②証券に記載された運送品の受取又は船積みの事実を証明する証書であり、③指定港（陸揚港）において証券の正当所持人に対して運送品を引き渡すことを約した商法上の有価証券である（現行法では、紙の証券であることが必要）。また、船荷証券は、一般に裏書及び証券の引渡しによって譲渡することが可能であり、その引渡しには物権的効力（証券に記載された運送品の引渡しと同じ効力）があるとされている。

船荷証券は、現状、国際海上運送において利用されている¹が、海上運送の迅速化に伴い、船が指定港（陸揚港）に到着した時点で船荷証券が荷受人に届いておらず、運送品の引渡しを受けることができないという事態、いわゆる「船荷証券の危機」と呼ばれる事態が生じていると指摘されてきた。

また、貿易書類の電子化が進む中で、船荷証券については紙の証券が前提とされていることが、貿易手続のペーパーレス化、デジタル化の支障になっているとの指摘もされている。

これらを踏まえ、令和4年2月14日、法務大臣は、法制審議会に対し、商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しについて諮問を行った。令和6年9月9日、法制審議会は、船荷証券の電子化に必要な規律を整備すること等を内容とする「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」を法務大臣に答申した。現在、法務省において法律案の立案作業が進められている。

(2) 夫婦の氏（選択的夫婦別氏（別姓）制度の導入等）をめぐる現状

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同氏（同姓）制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないところ、現実には、夫の氏を選び、妻が氏を改める例が令和6年では94.1%に上っている²。

平成8年2月、法制審議会は、夫婦同氏制度に加えて、夫婦が望む場合には、各自の婚姻前の氏を称することを認めるいわゆる選択的夫婦別氏制度を導入することなどを内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、国民の間にも様々な意見があったことなどから、民法改正案の国会提出には至らなかった。

¹ 国内海上運送においては、船荷証券は利用されていないとされている。

² 厚生労働省「令和6年人口動態統計」によれば、令和6年における婚姻件数総数のうち、夫の氏を称する婚姻件数の割合は94.1%で、妻の氏を称する婚姻件数の割合は5.9%である。

政府は、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関しては、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている³。また、婚姻により氏を変更した者が不便や不利益を感じることがないように、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むこととしており³、現在までに、全ての国家資格等を証する書面、住民票、個人番号カード及び旅券に記載される氏、不動産登記における所有権の登記名義人の登記すべき氏等において旧氏の併記等が可能となるなど、旧氏の使用又は併記が可能な場面が拡大している。

司法においては、平成 27 年 12 月、最高裁判所大法廷は、夫婦別氏を認めない現行制度の違憲性等が争われた集団訴訟において、夫婦同氏制度が直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度とは認められないとして合憲の判断を示した。その上で、夫婦の氏については、「婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と付言した。令和 3 年 6 月の最高裁判所大法廷決定でも同様の判断が示されている。

令和 7 年の第 217 回国会において、立憲民主党及び国民民主党から、それぞれ選択的夫婦別氏制度の導入を内容とする法律案⁴が、また日本維新の会から、夫婦同氏制度を維持した上で、旧氏の通称使用に法的効果を付与することを内容とする法律案⁵が提出された。各法律案は、法務委員会に付託され、同委員会において審査が進められたが、いずれも採決には至らず、継続審議となり、令和 8 年 1 月、衆議院解散に伴い審査未了となった。

また、令和 7 年 10 月の高市政権の発足に当たり合意された「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」においては、「旧姓の通称使用の法制化法案を令和 8 年通常国会に提出し、成立を目指す」とされ、令和 8 年の第 221 回国会（特別会）においては、内閣府から「旧姓の使用に関する法律案（仮称）」の提出が検討されていたが、提出には至らなかった。

(3) 性同一性障害者特例法に関する最高裁判所大法廷決定

平成 15 年に議員立法で成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下「特例法」という。）では、生物学的な性別と心理的な性別（性の自己意識）が一致しない性同一性障害者であって、①18 歳以上であること（年齢要件）、②現に婚姻をしていないこと（非婚要件）、③現に未成年の子がいないこと（子なし要件）、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（生殖不能要件）、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（外観要件）のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、家庭裁判所は性別の取扱いの変

³ 「第 6 次男女共同参画基本計画」（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定）、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）」（令和 8 年 6 月 25 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

⁴ 「民法の一部を改正する法律案」（黒岩宇洋君外 5 名提出、第 217 回国会衆法第 29 号）及び「民法の一部を改正する法律案」（円より子君外 4 名提出、第 217 回国会衆法第 35 号）

⁵ 「婚姻前の氏の通称使用に関する法律案」（藤田文武君外 2 名提出、第 217 回国会衆法第 30 号）

更の審判をすることができるとしている（第3条第1項）。性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の適用について、他の性別に変わったものとみなされる（第4条第1項）。

令和5年10月25日、最高裁判所大法廷は、上記④の生殖不能要件及び⑤の外観要件の合憲性が争われた特別抗告審⁶で、④の生殖不能要件は、「治療としては生殖腺除去手術を必要としない者に対し、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るもの」で制約の程度は重大であるなどとし、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を定めた憲法第13条に違反する旨の判断を示すとともに、⑤の外観要件に関する抗告人の主張について更に審理を尽くさせるため、本件を高等裁判所に差し戻す決定をした^{7・8}。

最高裁決定を踏まえた特例法の見直しに関しては、令和7年6月、立憲民主党から、特例法の④生殖不能要件及び⑤外観要件のほか、③子なし要件の削除を内容とする法律案⁹が提出され、継続審議となっていたが、令和8年1月、衆議院解散に伴い審査未了となった。

政府は、最高裁判所の判断を踏まえ、立法府の動向を注視しつつ、関係省庁間で連携して適切に対応するとしている。

（4）同性婚をめぐる現状

同性婚とは、当事者双方の性別が同一である婚姻のことをいうが、政府の答弁書によれば、憲法第24条第1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定し、同性婚の成立を認めることは想定していないとされている。

諸外国においても、婚姻は異性間においてなされるものとされていたが、2001（平成13）年にオランダが同性婚を容認して以来、2026年8月末現在、39の国・地域において同性婚が認められている¹⁰。

我が国においても、同性婚が認められていないことにより、①相続人となることができないこと、②医療現場で家族として扱われないこと、③子を養育している場合であっても、親子関係や医療・福祉等の場面で法的保護が十分でないこと等の不利益が生じているとし

⁶ 性同一性障害者に当たると診断され、性別適合手術を受けていない当事者が戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう求めた事案

⁷ 外観要件についても違憲とする裁判官3名の反対意見がある。なお、差し戻し審において、令和6年7月10日、広島高等裁判所は、外観要件について、手術が常に必要ならば、当事者に対して手術を受けるか、性別変更を断念するかの二者択一を迫る過剰な制約を課し、憲法違反の疑いがあると指摘しつつ、本件については当事者がホルモン治療により外観要件を満たしていることから、性別の変更を認める決定をした。

⁸ なお、令和6年1月以降、外観要件を違憲・無効と判断した家事審判の決定が少なくとも5件ある（最高裁による調査）との報道（『毎日新聞』（2025.10.1））があるほか、令和7年10月には東京高等裁判所において外観要件の適用を違憲とする判断が示されたとの報道（『日本経済新聞』（2025.11.12））がある。

⁹ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案」（小宮山泰子君外7名提出、第217回国会衆法第65号）

¹⁰ 「NPO法人EMA日本」HPによる（2026年8月31日閲覧）。

て、同性婚の容認を求める声が上がっている。

平成 31 年、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法に違反するとして、国に対し損害賠償を求める訴訟が札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡の 5 か所の地方裁判所に提起された。各裁判所において順次判断が示され、令和 7 年 11 月 28 日の東京高等裁判所判決をもって同種訴訟の控訴審判決が出揃った。控訴審では、憲法に違反するとの判断が 5 件続いたが、上記の東京高等裁判所判決では将来的に違憲となる可能性に言及しつつも合憲と判断し、判断が分かれた（各裁判所の判断は下表参照）。いずれの判決においても損害賠償請求は棄却されたため、原告側が上告し、令和 8 年 3 月 25 日、最高裁判所第三小法廷は、これらの審理を大法廷に回付した。今後の最高裁判所の判断が注目されている。

なお、令和 7 年 6 月、立憲民主党から、同性婚を法制化することを内容とする法律案¹¹が提出され、継続審議となっていたが、令和 8 年 1 月、衆議院解散に伴い審査未了となった。

【同性婚に関する各裁判所の憲法判断】

裁判所	年月	第13条	第14条第1項	第24条第1項	第24条第2項
①札幌地裁	R3. 3	合憲	違憲	合憲	合憲
②大阪地裁	R4. 6	合憲	合憲	合憲	合憲
③東京地裁（1次）	R4. 11	（原告側主張せず）	合憲	合憲	違憲状態
④名古屋地裁	R5. 5	（原告側主張せず）	違憲	合憲	違憲
⑤福岡地裁	R5. 6	合憲	合憲	合憲	違憲状態
⑥東京地裁（2次）	R6. 3	（原告側主張せず）	合憲	合憲	違憲状態
⑦札幌高裁※①の控訴審	R6. 3	合憲	違憲	違憲	違憲
⑧東京高裁※③の控訴審	R6. 10	（原告側主張せず）	違憲	（判断せず）	違憲
⑨福岡高裁※⑤の控訴審	R6. 12	違憲	違憲	合憲	違憲
⑩名古屋高裁※④の控訴審	R7. 3	（原告側主張せず）	違憲	（判断せず）	違憲
⑪大阪高裁※②の控訴審	R7. 3	合憲	違憲	合憲	違憲
⑫東京高裁※⑥の控訴審	R7. 11	（原告側主張せず）	合憲	合憲	合憲

第13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条第1項：すべて国民は法の下に平等であつて、人種や性別などにより差別されない。

第24条第1項：婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する。

第24条第2項：婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（出所）判決内容を基に当室作成

2 刑事関係

（1）売買春に係る規制

売春防止法（昭和31年法律第118号）では、売春又はその相手となる行為（買春）を禁じているが（同法第3条）、処罰の対象とされているのは売春をする目的で勧誘をする行為や売春の斡旋をする行為等であり（同法第5条～第13条）、売春又は買春の行為自体について

¹¹ 「民法の一部を改正する法律案」（大河原まさこ君外7名提出、第217回国会衆法第64号）

は罰則が定められていない。また、一般に男性である買春をする側からの勧誘行為については処罰の対象とされていない。

近年、繁華街の公園等において売春目的で客待ちをするいわゆる「立ちんぼ」の増加が社会問題となっている。売春の防止のためには、売春をする女性に対して性を売らざるを得ない状況になる原因を取り除くためのサポート等を行っていくことに加えて、売春を助長する買春をする側からの勧誘行為等について処罰規定を設けるべきであるとの指摘がある。また、令和7年11月に発覚した事案では、当時12歳のタイ人の少女に男性客らを相手として性的サービスを行わせていたとされており、経営者らの行為が人身売買として問題となったが、男性客らの処罰の必要性についても指摘された。

このような状況の中、第219回国会の令和7年11月11日、高市内閣総理大臣は、衆議院予算委員会における売春の相手方に対する処罰についての質疑に対する答弁の中で、売買春に係る規制の在り方について必要な検討を行うよう、平口法務大臣（当時）に指示した。

これを受け、法務省に設置された「売買春に係る規制の在り方検討会」において、令和8年9月17日、売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定の創設や同法の罰金刑を引き上げること等を内容とする報告書が取りまとめられた。現在、法務省において法律案の立案作業が進められている。

(2) 犯罪被害者等の刑事手続等への関与拡充への取組

かつて犯罪被害者や被害者遺族はその権利が十分に尊重されておらず、十分な支援もなく、社会において孤立することを余儀なくされる事態も生じていた。そこで、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定された。平成18年には同法第8条に基づき「犯罪被害者等基本計画」が策定され、第1次から第4次までの同基本計画の下、刑事裁判における被害者参加制度の導入、刑の執行段階等や保護観察で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度の整備、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設などの施策が順次進められてきた。しかし、今もなお制度及び運用の両面から要望が寄せられ、また、新たに開始された制度についても運用上の課題や懸念を指摘する声がある。このような中、令和8年3月に第5次犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者等の刑事手続等への関与拡充への取組として、「被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討」、「傍聴時のプライバシー等」などの法制度の在り方についての検討を要する事項が重点課題とされた。

これを踏まえ、平口法務大臣（当時）は、令和8年6月、「犯罪被害者等の公判前整理手続への関与」、「被害者参加制度の対象犯罪」、「犯罪被害者等による公判手続等の傍聴並びに告訴及び告発に関する規律の在り方」について、法制審議会への諮問を行った。

これを受けて法制審議会に設置された「刑事法（犯罪被害者関係）部会」は、令和8年9月10日、第2回の会議を開催し、調査審議を進めている。

(3) 死刑

令和8年8月、我が国では1年2か月ぶりに死刑の執行（1名）が行われた。

死刑判決確定人員、収容中の死刑確定者及び死刑執行人員

(人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
死刑判決確定人員	9	22	10	8	7	2	7	2	2	5	2	4	0	3	2	2	0
収容中の死刑確定者	111	128	133	130	127	126	128	122	109	110	109	107	106	106	106	105	100
死刑執行人員	2	0	7	8	3	3	3	4	15	3	0	3	1	0	0	1	1

※ 各年末時点のもの。令和8年については、同年8月21日時点の人員であり、報道による。

死刑執行に関する情報公開について、法務省では、平成19年12月以降、執行の発表に当たり、執行対象者の氏名と犯罪事実、執行場所を公表している。また、平成22年8月6日には「死刑の在り方についての勉強会」の初会合が開かれるとともに、同月27日、マスメディアに対し、東京拘置所の刑場が公開された。平成24年3月9日、法務省は、同勉強会の議論の状況を取りまとめた報告書を公表した。この報告書では、死刑制度について、現時点で勉強会としての結論の取りまとめを行うことは相当ではなく、国民の間で更に議論が深められることが望まれるとされた。

民間においては、国会議員、研究者、各界有識者、犯罪被害者遺族及び日本弁護士連合会から推薦された委員で構成される「日本の死刑制度について考える懇話会」が、令和6年2月から同年11月にかけて計12回開催され、同月13日、検討結果を取りまとめた『日本の死刑制度について考える懇話会』報告書が公表された。同報告書では、早急に国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置し、同会議体において法改正に直結する具体的な結論を提案すべきであると提言している¹²。

死刑に関する国際的な動向としては、令和6年末時点における全面的な死刑廃止国は113か国であり、事実上の廃止国を含めると145か国、存置国は54か国¹³となっているところ、国連総会において平成19年以降複数回にわたって、死刑執行の停止を求める決議が採択されている（直近では令和6年12月17日）。総会決議に法的拘束力はないが、国際社会の多数意見を反映するものとして、加盟国には一定の圧力となっている。

なお、我が国における近年の世論調査の動向は、次のとおりとなっている¹⁴。

	どんな場合でも死刑は廃止すべきである	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
平成21年12月	5.7%	85.6%	8.6%

	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
平成26年11月	9.7%	80.3%	9.9%
令和元年11月	9.0%	80.8%	10.2%

¹² 令和6年12月4日、懇話会座長である井田良中央大学大学院法務研究科教授から報告書が額賀議長に手渡された。

¹³ アムネスティ・インターナショナル「死刑廃止国・存置国リスト（2024年12月末現在）」
https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/DP_2024_country_list.pdf（2026年9月25日閲覧）。

¹⁴ 令和元年11月までの調査は個別面接聴取法で実施されていたが、令和6年10月の調査は郵送法で実施されており、同月の調査では無回答が0.4%生じている。

	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない
令和6年10月	16.5%	83.1%

(出所) 「基本的法制度に関する世論調査」(令和7年2月)(内閣府)

3 出入国在留管理関係

(1) 出入国管理及び難民認定法と在留管理制度

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。入管法)は、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」を目的とし、出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留の管理、難民認定の手続等を内容としている。

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある¹⁵。

【在留資格一覧】

就労が認められる在留資格(活動制限あり)		身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)	
在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
教授	大学教授等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
芸術	作曲家、画家、作家等	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	就労の可否は指定される活動によるもの	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	在留資格	該当例
高度専門職	ポイント制による高度人材	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	就労が認められない在留資格 ^{※2}	
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	在留資格	該当例
医療	医師、歯科医師、看護師等	文化活動	日本文化の研究者等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	短期滞在	観光客、会議参加者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	研修	研修生
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
介護	介護福祉士	^{※1} 令和9年4月1日運用開始 ^{※2} 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。	
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等		
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能	特定産業分野の各業務従事者		
技能実習	技能実習生		
育成就労 ^{※1}	育成就労産業分野の各業務従事者		

(出所) 出入国在留管理庁「外国人労働者に関する制度概要」を基に作成

¹⁵ 戦前より我が国に在住していた台湾・朝鮮半島出身者及びその子孫は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号。入管特例法)に基づき、「特別永住者」としての地位が与えられている。なお、入管法上の在留資格をもって在留する「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた在留外国人数は、令和7年末現在で412万5,395人となっている。

(2) 特定技能制度及び育成就労制度の概要

ア 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、平成31年4月に開始された。

特定技能の在留資格には、「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類がある。

【特定技能制度のポイント】		
	特定技能1号	特定技能2号
対象者	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで）	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新 ^{（注2）} （更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認 ^{（注1）}	試験等で確認
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認 ^{（注1）}	試験等での確認は不要（令和9年4月以降、試験（B1相当以上）で確認）
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外
受入れ見込数（上限）	分野ごとに設定あり（全分野で80万5,700人）（令和11年3月末まで）	設定なし
在留者数 ^{（令和7年12月末現在）}	382,341人	7,955人

（注1）技能実習2号を修了した外国人は試験等免除

（注2）「特定技能2号」の在留資格に伴う在留期間について、3年、2年、1年又は6月に加え、5年を定める省令改正が予定されている（令和9年1月上旬公布・施行予定）。

（出所）出入国在留管理庁「外国人労働者に関する制度概要」を基に作成

イ 育成就労制度の創設

平成5年に創設された外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で最長5年間受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であり、令和7年末現在、全国に45万6,618人の外国人技能実習生が在留している。この技能実習制度を巡っては、様々な人権侵害行為や失踪事案が発生しているという問題点や、人材育成を通じた国際貢献という制度目的と技能実習生が国内の企業等の労働力となってきた運用実態との乖離等が指摘されており、制度を見直し外国人労働者を適切に受け入れるための法律を整備することが喫緊の課題となっていた。

このような状況の中、令和6年の法改正¹⁶により、技能実習制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度（在留資格「育成就労」）が創設された（令和9年4月1日から開始）。

育成就労制度は、育成就労産業分野（特定産業分野のうち、その分野に属する技能を我が国において就労を通じて修得させることが相当な分野）において、我が国での3年間の就労を通じ、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としている。育成就労産業分野は原則として特定産業分野と一致するものとされ、特定技能制度と連続性を有する制度となっている。また、育成就労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る試験合格等の要件が設けられ、段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。

また、本制度では、外国人の労働者としての権利保護をより適切に図る観点から、やむを得ない事情がある場合の転籍のほか、就労期間（育成就労産業分野ごとに1～2年の範囲で設定）など一定の要件を満たす場合には、外国人本人の意向による転籍も認められることとなった。

¹⁶ 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第60号）

ウ 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野及び受入れ見込数

令和8年1月、両制度の受入れ対象分野や各分野の受入れ見込み数等を定めた分野別運用方針が閣議決定された。これにより、前記アの特定産業分野は、①介護、②ビルクリーニング、③リネンサプライ、④工業製品製造業、⑤建設、⑥造船・船用工業、⑦自動車整備、⑧航空、⑨宿泊、⑩自動車運送業、⑪鉄道、⑫物流倉庫、⑬農業、⑭漁業、⑮飲食料品製造業、⑯外食業、⑰林業、⑱木材産業、⑲資源循環の19分野とされ、前記イの育成就労産業分野は、この19分野のうち、⑧航空と⑩自動車運送業を除く17分野とされた。なお、特定産業分野（19分野）のうち「特定技能2号」の受入れを行うのは11分野（②④⑤⑥⑦⑧⑨⑬⑭⑮⑯）である。

また、特定産業分野（19分野）における「特定技能1号」の受入れ見込数（令和6年度から5年間（令和10年度末まで）の上限）は80万5,700人、育成就労産業分野（17分野）における「育成就労」の受入れ見込数（令和9年度から2年間（令和10年度末まで）の上限）は42万6,200人、両制度の合計は123万1,900人とされた。

(3) 出入国在留管理等の適正化に向けた法的基盤の整備

我が国の出入国在留管理行政においては、政府が掲げる「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」との目標を前提に、厳格かつ円滑な出入国管理と不法就労・偽装滞在の防止が課題となっている。また、近年の在留外国人数の増加を受け、外国人関連施策を強化・拡充するに当たり、その経費については、受益者負担の観点から外国人に相応の負担を求めることとされていた。

こうした状況を踏まえ、令和8年3月、「出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年5月に成立した。

同法は、①査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在者、クルーズ船の乗客及び船舶等の乗継ぎのために一時的に我が国に入国する者の一部を対象として、事前の認証を受けたことを上陸等の条件とする電子渡航認証制度（J E S T A）を創設するほか、②在留資格の変更許可等に係る手数料の上限額を引き上げるとともに、具体的な金額については政令で定めること等を内容とするもので、①は令和11年3月31日までに施行されるほか、②については令和8年10月1日から施行されている¹⁷。

内容についての問合せ先

法務調査室 平子首席調査員（内線68440）

¹⁷ 令和8年10月1日から、在留資格の変更許可等に係る手数料は、在留期間に応じて10,000円～75,000円（改定前：6,000円）に、永住許可申請に係る手数料は200,000円（改定前：10,000円）に引き上げられた。